

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	66 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	61 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	26 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年7月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後に国民年金に加入した。その後、国民年金保険料の督促書類が届いたので、その保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成2年9月頃に払い出されており、申立人は同年8月に転入した市に居住している頃、半年分くらいの保険料の督促を受けたため、送付された納付書で3年11月に同市から転出するまでの間に保険料を納付したと説明しており、申立人が納付したと説明する時期は過年度納付が可能な時期であったほか、申立人は申立期間直後の2年8月から同年10月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年3月  
② 昭和44年4月から同年10月まで

私が昭和40年3月頃に就職した会社は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②の保険料は、元妻が納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は7か月と短期間であり、申立人が当該期間の保険料を納付していたとする元妻の当該期間の保険料は納付済みであるほか、当該期間直前の昭和44年1月から同年3月までの期間は、平成21年9月16日に未納から納付済みに記録が訂正されていることがオンライン記録で確認でき、申立人に係る年金記録の管理が適切に行われていなかった状況が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、当該期間当時に申立人が勤務していた会社が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたとする当該期間当時の会社の代表者から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、昭和40年8月頃に申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている元同僚も当該期間の保険料が未納であるなど、申立

人が勤務していた会社が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私の母は、学生が国民年金の強制加入被保険者になった平成3年4月頃に、私の国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を全て納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付していたとする両親は、国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の平成4年12月から5年1月頃までに払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であったこと、申立人と同じく、母親が加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の妹は、3年6月頃に手帳記号番号が払い出され、学生時の強制加入被保険者期間の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から63年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から63年10月まで

私の妻は、私たち夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していた。妻の保険料だけが納付済みとされ、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和35年11月に夫婦連番で払い出されており、申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立期間を含め36年4月から60歳に到達するまでの期間の保険料をおおむね納付しているほか、申立人の国民年金加入期間の保険料の納付済期間は申立期間を除き妻と同一となっていることが確認できる。

また、申立期間当時に申立人の近隣に居住し、申立人及びその妻に住居を提供していた申立人の姉及び申立期間当時に申立人及びその妻と同居していた申立人の長男は、申立期間及びその前後を通じて夫婦は仕事及び家庭生活に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないといずれも証言している。

さらに、申立期間の保険料の納付について、申立人は妻から自身の保険料のみを納付し、申立人の保険料の納付を中断したという話を聞いた記憶が無く、夫婦の近隣地に居住していた申立人の姉は、申立人の妻から夫婦二人の保険料を一緒に納付していたことのほか、保険料の納付に関する具体的な内容についても聞いたことがあると証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保

険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は両親及び姉の分と一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の保険料を納付していたとする父親は、国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの保険料を全て納付しており、父親が申立人の分と一緒に保険料を納付していたとする母親及び姉も申立期間を含め保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 55 年 4 月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年7月15日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件21件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
22245		女	昭和13年生		平成17年12月22日	4万 8,000円
					平成19年6月22日	3万 円
22246		女	昭和50年生		平成17年12月22日	43万 6,000円
					平成19年6月22日	34万 3,000円
22247		女	昭和44年生		平成17年12月22日	44万 7,000円
					平成19年6月22日	35万 6,000円
22248		女	昭和38年生		平成17年12月22日	47万 7,000円
					平成19年6月22日	36万 5,000円
22249		女	昭和22年生		平成17年12月22日	38万 9,000円
					平成19年6月22日	30万 9,000円
22250		女	昭和37年生		平成17年12月22日	44万 6,000円
					平成19年6月22日	35万 1,000円
22251		女	昭和53年生		平成17年12月22日	33万 9,000円
22252		女	昭和53年生		平成17年12月22日	31万 5,000円
					平成19年6月22日	26万 2,000円
22253		女	昭和51年生		平成17年12月22日	33万 9,000円
					平成19年6月22日	28万 6,000円
22254		女	昭和33年生		平成17年12月22日	36万 4,000円
					平成19年6月22日	29万 1,000円
22255		女	昭和41年生		平成17年12月22日	33万 4,000円
					平成19年6月22日	27万 4,000円
22256		女	昭和59年生		平成17年12月22日	9,000円
22257		女	昭和34年生		平成17年12月22日	22万 9,000円
					平成19年6月22日	27万 8,000円
22258		女	昭和37年生		平成19年6月22日	27万 4,000円
22259		女	昭和52年生		平成19年6月22日	26万 5,000円
22260		女	昭和51年生		平成19年6月22日	25万 1,000円
22261		男	昭和24年生		平成19年6月22日	27万 4,000円
22262		女	昭和34年生		平成19年6月22日	27万 4,000円
22263		女	昭和55年生		平成19年6月22日	24万 1,000円
22264		女	昭和49年生		平成19年6月22日	25万 9,000円
22265		女	昭和44年生		平成19年6月22日	25万 2,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

次に、申立人は、申立期間④のうち、昭和59年6月22日から同年7月2日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年6月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年5月1日から同年6月1日まで  
② 昭和42年9月25日から同年10月1日まで  
③ 昭和49年2月20日から同年3月1日まで  
④ 昭和59年6月1日から同年7月2日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②、C社（現在は、D社）に勤務した期間のうちの申立期間③、B社に勤務した期間のうちの申立期間④のそれぞれについて厚生年金保険の加入記録が無い。各事業所に勤務したときの給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出のあった昭和42年5月分（給料支給期間は同年4月21日から同年5月20日まで）の給料支払明細書によると、出勤日数が14日と記載されていることから、申立人は同年5月1日にA社に入社したと判断することが妥当であり、継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭

和 42 年 6 月 1 日と記録され、被保険者期間は同年 6 月から同年 8 月までの 3 か月とされている。

これに対し、申立人から提出のあった給料支払明細書において、昭和 42 年 6 月から同年 9 月までの期間に支給された各月の給与から、4 か月分の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡していることから確認することができず、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間②について、昭和 42 年 10 月分（給料支給期間は同年 9 月 21 日から同年 10 月 20 日まで）の給料支払明細書によると、3 日分の給料が支払われていることが確認できるものの、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡している上、従業員から勤務状況についての供述も得られないことから、同年 9 月末日までの勤務実態を確認することができない。

また、上記明細書では、昭和 42 年 9 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間④のうち、昭和 59 年 6 月 22 日から同年 7 月 2 日までの期間について、申立人から提出のあった同年 6 月分の給料明細書によると、出勤日数が 8 日と記載されていることから、申立人は同年 6 月 22 日に B 社に入社したと判断することが妥当であり、継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人の B 社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 59 年 7 月 2 日と記録され、被保険者期間は同年 7 月から 60 年 1 月までの 7 か月とされている。

これに対し、申立人から提出のあった給料明細書において、昭和 59 年 7 月から 60 年 2 月までの期間に支給された各月の給与から、8 か月分の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡していることから確認することはできないが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日の昭和59年7月2日となっていることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同一の資格取得日を記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間④のうち、昭和59年6月1日から同年6月22日までの期間について、同年6月分の給料明細書から、申立人は同年6月22日にB社に入社したと考えられることから、当該期間において、申立人は厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によれば、申立人のC社における厚生年金保険の資格取得日は昭和48年8月9日と記録され、被保険者期間は同年8月から49年1月までの6か月とされている。

これに対し、申立人から提出のあった給与支給明細書において、昭和48年8月から49年2月までの期間に支給された各月の給与から、7か月分の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、D社は、賃金台帳や人事関係等の資料は在籍時期が古いため既に破棄しており、申立期間③の勤務実態を確認することができないと回答している。

また、C社に勤務していた従業員から、申立人の勤務実態について供述を得ることができないことから、申立人が昭和49年2月末日まで勤務していたとする事実を確認することができない。

さらに、厚生年金保険法第19条第1項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年10月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されているので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、32万円と記録されているところ、A社が加入しているB厚生年金基金における加入員記録によると、平成8年10月からの標準報酬月額は34万円となっていることが確認できる。

また、B厚生年金基金は、申立期間当時の社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出書について、複写式の用紙を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 58 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 29 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 58 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 58 万円、19 年 7 月 14 日は 65 万 1,000 円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 61 万円、同年 12 月 14 日は 59 万円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日は 65 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日  
② 平成 15 年 12 月 10 日  
③ 平成 16 年 7 月 13 日  
④ 平成 16 年 12 月 14 日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」並びに申立人から提出された「預金通帳の写し」、「給与支給明細書」及び「給与所得の源泉徴収票」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は58万円、16年7月13日は61万円、同年12月14日は59万円、17年12月13日は65万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成17年7月20日、18年7月12日及び同年12月13日は65万円、19年7月14日は65万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 58 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 29 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 58 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 58 万円、19 年 7 月 14 日は 70 万 6,000 円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 62 万円、同年 12 月 14 日は 59 万 9,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日及び 18 年 7 月 12 日は 66 万円、同年 12 月 13 日は 70 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日  
② 平成 15 年 12 月 10 日  
③ 平成 16 年 7 月 13 日  
④ 平成 16 年 12 月 14 日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書(控)」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」、申立人から提出された「給与支給明細書」、金融機関から提出された「取引推移一覧表」並びに行政機関から提出された「特別区民税・都民税回答書」(以下「給与支給明細書等」という。)により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は58万円、16年7月13日は62万円、同年12月14日は59万9,000円、17年12月13日は66万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成17年7月20日及び18年7月12日は66万円、同年12月13日は70万円、19年7月14日は70万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 58 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 29 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 58 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 58 万円、19 年 7 月 14 日は 64 万 9,000 円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 61 万円、同年 12 月 14 日は 59 万円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日は 64 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日  
② 平成 15 年 12 月 10 日  
③ 平成 16 年 7 月 13 日  
④ 平成 16 年 12 月 14 日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」並びに申立人から提出された「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は58万円、16年7月13日は61万円、同年12月14日は59万円、17年12月13日は64万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成17年7月20日、18年7月12日及び同年12月13日は64万円、19年7月14日は64万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 58 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 29 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 58 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 58 万円、19 年 7 月 14 日は 65 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 58 万円、同年 12 月 14 日は 56 万 1,000 円、17 年 7 月 20 日及び同年 12 月 13 日は 61 万円、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日は 64 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日  
② 平成 15 年 12 月 10 日  
③ 平成 16 年 7 月 13 日  
④ 平成 16 年 12 月 14 日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書(控)」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」並びに申立人から提出された「預金通帳の写し」、「給与支給明細書」及び「給与所得の源泉徴収票」(以下「給与支給明細書等」という。)により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日、同年12月10日及び16年7月13日は58万円、同年12月14日は56万1,000円、17年12月13日は61万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成17年7月20日は61万円、18年7月12日及び同年12月13日は64万円、19年7月14日は65万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 53 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 27 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 53 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 53 万円、19 年 7 月 14 日は 60 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 56 万円、同年 12 月 14 日は 54 万 1,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日及び 18 年 7 月 12 日は 59 万円、18 年 12 月 13 日は 60 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日  
② 平成 15 年 12 月 10 日  
③ 平成 16 年 7 月 13 日  
④ 平成 16 年 12 月 14 日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書(控)」及び「支給控除項目一覧表」、申立人から提出された「預金通帳の写し」、金融機関から提出された「取引明細書」並びに行政機関から提出された「給与支払報告書」及び「特別区民税・都民税の課税内容についての回答」(以下「給与支給明細書等」という。)により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は53万円、16年7月13日は56万円、同年12月14日は54万1,000円、17年12月13日は59万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成17年7月20日及び18年7月12日は59万円、同年12月13日及び19年7月14日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 52 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 52 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 52 万円、19 年 7 月 14 日は 45 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 55 万円、同年 12 月 14 日は 53 万 2,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日及び 18 年 7 月 12 日は 58 万円、18 年 12 月 13 日は 60 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日  
② 平成 15 年 12 月 10 日  
③ 平成 16 年 7 月 13 日  
④ 平成 16 年 12 月 14 日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書(控)」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」、申立人から提出された「給与支給明細書」、金融機関から提出された「取引明細書」並びに行政機関から提出された「給与支払報告書」(以下「給与支給明細書等」という。)により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は52万円、16年7月13日は55万円、同年12月14日は53万2,000円、17年12月13日は58万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成17年7月20日及び18年7月12日は58万円、同年12月13日は60万円、19年7月14日は45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 52 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 52 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 52 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③及び④について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 55 万円、同年 12 月 14 日は 53 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日  
② 平成 15 年 12 月 10 日  
③ 平成 16 年 7 月 13 日  
④ 平成 16 年 12 月 14 日  
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていた

が、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。B社は、その後、申立期間①及び②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」、金融機関から提出された「預金取引明細表」並びに行政機関から提出された「市県民税課税台帳」及び「給与支払報告書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間①から④までにA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は52万円、16年7月13日は55万円、同年12月14日は53万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤について、オンライン記録により、申立人は、平成17年7月21日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成17年7月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 50 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 25 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑦までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 55 万円、同年 12 月 14 日は 51 万 2,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日及び 18 年 7 月 12 日は 56 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日  
② 平成 15 年 12 月 10 日  
③ 平成 16 年 7 月 13 日  
④ 平成 16 年 12 月 14 日  
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日

⑥ 平成17年12月13日

⑦ 平成18年7月12日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていないことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。B社は、その後、申立期間①及び②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「給与支給明細書」並びに申立人から提出された「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は50万円、16年7月13日は55万円、同年12月14日は51万2,000円、17年12月13日は56万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤及び⑦に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、それぞれ56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 50 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 25 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑤までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 55 万円、同年 12 月 14 日は 51 万 2,000 円、17 年 7 月 20 日は 55 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日  
② 平成 15 年 12 月 10 日  
③ 平成 16 年 7 月 13 日  
④ 平成 16 年 12 月 14 日  
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていた

が、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。B社は、その後、申立期間①及び②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から④までに係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は50万円、16年7月13日は55万円、同年12月14日は51万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、55万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月12日は5万円、同年12月13日は40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月12日  
② 平成18年12月13日  
③ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間②及び③に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間③に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「支給控除項目一覧表」及び申立人から提出された「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成 18 年 7 月 12 日は 5 万円、同年 12 月 13 日は 40 万円、19 年 7 月 14 日は 42 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月12日は5万円、同年12月13日は40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月12日  
② 平成18年12月13日  
③ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間②及び③に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間③に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認

められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年7月12日は5万円、同年12月13日は40万円、19年7月14日は42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月13日  
② 平成19年7月14日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年12月13日は40万円、19年7月14日は42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を50万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月13日  
② 平成19年7月14日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年12月13日は10万円、19年7月14日は50万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を40万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月13日  
② 平成19年7月14日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年12月13日は40万円、19年7月14日は40万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を40万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月13日  
② 平成19年7月14日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除項目一覧表」、金融機関から提出された「普通預金元帳」並びに行政機関から提出された「給与支払報告書」及び「市県民税証明書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成18年12月13日は10万円、19年7月14日は40万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を38万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月13日  
② 平成19年7月14日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年12月13日は10万円、19年7月14日は38万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 36 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 13 日  
② 平成 19 年 7 月 14 日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された「支給控除項目一覧表」により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」において確認できる賞与支給額から、36 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、A社は既に倒産しており、当該期間の賞与に係る資料が提出されないことから、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は、A社から支給された給与及び賞与に係る支給明細書を保管しておらず、金融機関からの給与振込口座情報取得に関する同意書等の提供が無いことから、申立期間①に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を36万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月13日  
② 平成19年7月14日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年12月13日は10万円、19年7月14日は36万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 36 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 14 日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除項目一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」において確認できる賞与支給額から、36 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当

時) に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月13日  
② 平成19年7月14日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除項目一覧表」及び金融機関から提出された「普通預金元帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」及び「普通預金元帳」において確認又は推認できる賞与支給額から、平成18年12月13日は10万円、19年7月14日は42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和42年4月に同社は組織変更があったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された申立人に係る人材元帳及び同社の人事担当者の証言から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に申立人が勤務する同社S営業所の管轄が同社D出張所から同社C支店に変更）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和42年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和47年3月26日から同年4月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年4月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月1日から47年2月26日まで  
② 昭和47年3月26日から同年5月14日まで  
③ 昭和57年7月1日から平成2年4月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②、C社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に各社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和47年3月26日から同年4月10日までの期間について、雇用保険の加入記録、A社の当時の事業主及び同僚の供述から、申立人は、同年4月9日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、当該期間当時の同社の従業員について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と雇用保険の離職日を照合したところ、確認できた1名は、雇用保険の離職日の翌日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B社の人事担当者は、従前から雇用保険の離職日の翌日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日にしており、申立人に係る昭和47年3月の保険料は控除していたと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記人事担当者は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、A社の当時の事業主及び同僚等の供述から、申立人は、期間は特定できないが、当該期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

また、B社の人事担当者は、申立期間①当時の資料は無く、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない旨供述しているため、同社から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、所在が判明した18名に照会したところ、回答のあった10名のうちの2名は、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違している上、このうちの1名は、入社日から何か月も厚生年金保険に加入させてくれなかったと供述していることから判断すると、同社では、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間②のうち、昭和47年4月10日から同年5月14日までの期間について、B社の人事担当者は、当該期間当時の資料は無く、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない旨供述しているため、同社から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記回答のあった10名は、申立人の退職日は分からないと回答しているため、A社の元従業員から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の離職日は、昭和47年4月9日であることが確認できる。

申立期間③について、C社の経理担当者の供述及び同社に係る商業登記簿謄本から、期間は特定できないが、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は平成2年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社の事業主から、申立期間③の厚生年金保険料控除について回答は無いが、上記経理担当者は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成2年4月1日までの間、従業員は国民年金に加入し、厚生年金保険料は控除していなかったと供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③のうち、昭和59年1月から平成2年3月までの国民年金保険料を納付しており、また、C社の事業主及び従業員も、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまで、国民年金保険料を納付していること

が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、申立期間②のうち、昭和47年4月10日から同年5月14日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成9年4月から10年6月までは36万円、同年7月から12年6月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から12年7月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっている。そのため、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年4月から10年6月までは36万円、同年7月から12年6月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成12年7月1日）の後の同年9月1日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人は申立期間に取締役であったことが確認できる。

しかし、従業員の一人は、申立人はA社において開発担当として勤務し、代表取締役が社会保険等の事務の担当をしていた旨供述している上、同社の代表取締役は、自身が社会保険事務を担当していた旨供述している。

また、A社に係る社会保険料滞納処分票では、当該減額訂正に申立人の関与がうかがえる記載は見当たらない。

以上のことから判断すると、申立人は、開発担当の取締役であり、当該標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、

標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年4月から10年6月までは36万円、同年7月から12年6月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届けた標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成4年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

申立期間③のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間について、申立人の資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間における標準報酬月額については、22 万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日（平成4年10月28日）を同年12月1日とし、当該期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで  
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで  
③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額が、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支給明細書を提出するので、申立期間①に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、A社に勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無い。同社には平成4年5月31日まで勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

さらに、B社に勤務した期間のうち、申立期間③の加入記録が無い。同社には、平成4年11月30日まで勤務しており、当該期間の給与支給明細書を提出するので、申

立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年8月から同年10月までは22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年1月16日（現在は、平成4年6月1日）の後の同年8月26日付けで、遡って10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において被保険者であった多数の者について同様の処理がされているが、社会保険事務所において、このような標準報酬月額の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、当該訂正処理に係る手続は、A社の取締役が自ら行ったと供述しており、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間①の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に平成4年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の平成4年8月26日付けで、申立人が3年11月30日に資格喪失した旨の処理が行われている。

また、A社において被保険者であった多数の者について同様の処理がされているが、社会保険事務所において、このような資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失の処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成4年6月1日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該資格喪失処理前の記録から、22万円とすることが必要である。

- 2 申立期間③のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人がB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、B社は、平成4年7月31日（現在は、平成4年12月1日）に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、当該処理は同年10月28日に行われている。

また、B社が適用事業所でなくなった処理が行われた平成4年10月28日に申立人の厚生年金保険の資格を同年7月31日に遡って喪失させ、同年10月の定時決定の記

録を取り消す処理が行われているが、商業登記簿謄本により、同社は、同年7月31日において法人格を有していたことが認められることから、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった処理が行われた日である同年10月28日であると認められる。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については、当該資格喪失処理前の記録から、22万円とすることが必要である。

申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、オンライン記録により、21年6月26日付けで4年12月1日に訂正されていることが確認できるところ、前述のとおり、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理が行われた同年10月28日から同年11月30日までの期間は、雇用保険の加入記録によって申立人の継続した勤務が確認できる上、申立人が所持する同年10月分及び同年11月分の給与支給明細書により、厚生年金保険料が給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間においてB社が適用事業所でありながら、社会保険事務所に同社の適用に係る届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年1月30日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にB社に転籍はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された賃金台帳及びB社から提出された在職証明書から判断して、申立人はA社及びB社に継続して勤務し（平成14年2月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間当時、A社から社会保険手続の委託を受けていた労務管理事務所は、上記賃金台帳の記載により当時の手続誤りを認めていることから、事業主が平成14年1月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 38 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 36 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 11 月 1 日から 21 年 2 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。A社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成17年4月1日、資格喪失日が同年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月29日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年10月29日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳により、申立人は同社に平成17年10月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和45年6月1日から46年2月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を45年6月1日、資格喪失日に係る記録を46年2月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、45年6月は8万6,000円、同年7月から同年9月までは5万2,000円、同年10月は8万6,000円、同年11月及び同年12月は8万円、46年1月は7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月30日から46年2月20日まで  
② 昭和52年4月から53年7月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社の給料支払明細書を提出するので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和45年6月から46年1月までについて、申立人が提出した45年6月から同年8月まで、同年11月から46年2月までのA社の給料支払明細書に出勤日数が記載されていることから、45年5月30日から46年2月20日まで同社での勤務が推認できる。

また、A社の元取締役は、「当該期間当時の控除は翌月控除で、20日締め当月末日払いだった。」旨供述しているところ、申立人が提出した上記給料支払明細書によると、昭和45年6月（勤務期間が昭和45年5月30日から同年6月20日まで）の給料支払明細書においては、同年5月分の厚生年金保険料の控除は確認できないものの、同年7月（勤務期間が昭和45年6月21日から同年7月20日まで）、同年8月及び同年11月から46年2月までの給料支払明細書においては、厚生年金保険料の控除が確認できる。

さらに、給料支払明細書が提出されなかった昭和45年9月及び同年10月についても、その前後において同様の厚生年金保険料控除が推認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和44年10月1日に資格を喪失したことが確認できる14人の従業員のうち、所在の判明した7人に照会したところ、3人から回答があり、当該期間の同社の従業員数について、一人は回答が無く、残りの二人のうち一人は、「12人から13人」と回答しており、他の一人は、「7人から8人」としている。このことから、同社には常時5人以上の従業員が勤めていたと推認できる上、同社の商業登記簿謄本では、当該期間において法人であることが確認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認又は推認できる報酬月額から、昭和45年6月は8万6,000円、同年7月から同年9月までは5万2,000円、同年10月は8万6,000円、同年11月及び同年12月は8万円、46年1月は7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、昭和45年5月30日から同年6月1日までの期間について、当時の給与の支払及び保険料の控除については、毎月20日締めで当月末日払いであり、保険料控除は翌月控除とされているところ、同年6月の給料支払明細書（勤務期間が昭和45年5月30日から同年6月20日まで）において同年5月分の厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、B社に係る雇用保険の加入記録は、昭和51年5月4日から55年10月25日までとされ、当該期間における申立人の勤務は認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、B社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和41年8月1日から46年10月30日までとなっており、当該期間は適用事

業所とはなっていないことが確認できる。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和46年10月30日に資格を喪失していることが確認できる従業員のうち、所在の判明した16人に照会したところ7人から回答があり、「社会保険の加入の説明について記憶している。」と回答している者は4人おり、そのうち一人は、「厚生年金保険から国民年金に切替えさせられた理由は、保険料の本人負担額が少なく優遇されると言われたからである。」旨回答しており、さらに、上記の他の3人のうち一人は、「昭和46年11月に厚生年金保険から国民年金に切り替えられた。」旨回答している。残りの一人は、「B社を辞めた後に、会社の担当者から自分が同社に勤務していた5年間のうち、厚生年金保険の加入期間は1年だけで、残りの4年間は国民年金に加入させられていたということを知った。」旨回答している。

加えて、上記回答のあった従業員がB社の社会保険担当者であったと回答している者に、社会保険の取扱いについて照会したところ、「事業主が『社会保険を打ち切る。』』と言うのに反対し、厚生年金保険から国民年金に変更して、保険料は会社が半分負担することにした。昭和46年11月に全従業員に会社の社会保険に対する方針を伝え、全従業員の市町村に行き、年金を切り替える手続をした。会社が半分の保険料を負担するので、納付書か領収書を持参してもらい、確認が取れたら保険料相当額を従業員に支払っていた。」旨供述している。

また、申立人が提出した給料支払明細書は、昭和52年4月から53年2月まで及び同年4月から同年8月までのものとなっている。

当該給料支払明細書の厚生年金保険の欄には、昭和52年4月から53年2月までは「1,100」、同年4月から同年8月までは「1,365」と金額が記載されているが、これは控除額として記載されていたものではなく、支給したものとして総支給額に加えられる。また、当該額は、当時の国民年金保険料の半額と同額であり、給与支給額に見合う厚生年金保険料額とは異なっている。以上のことから、当時の国民年金保険料の半額がB社より支給されていることが確認できる。

なお、上記のとおりB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和64年1月から平成元年9月までは20万円、同年10月から2年6月までは22万円、同年7月から3年6月までは26万円、同年7月から4年7月までは34万円、同年8月から5年5月までは44万円、同年6月から6年10月までは53万円、同年11月から9年3月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和64年1月1日から平成9年4月1日まで  
ねんきん定期便によると、A社に勤務した昭和61年2月8日から平成12年10月10日までの期間のうち、昭和64年1月から平成9年3月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が9万2,000円と、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、昭和64年1月から平成元年9月までは20万円、同年10月から2年6月までは22万円、同年7月から3年6月までは26万円、同年7月から4年7月までは34万円、同年8月から5年5月までは44万円、同年6月から6年10月までは53万円、同年11月から9年2月までは59万円と記録されていたところ、8年3月7日付け及び9年3月6日付けの二度にわたる訂正処理の結果、9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時のA社に勤務していた申立人を除く6名についても、上記と同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の当時の取締役総務部長は、「当時、社会保険料の滞納があり、督促状や差押状が届き、社会保険事務所に相談したところ、厚生年金保険料を遡って減額訂正する届出を指導され、社長と相談の上、当該届出を行った。」と述べている。

一方、申立人は、A社の当時の代表取締役の次男であり、また、同社に係る閉鎖登記

簿謄本によると、申立期間の一部期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、上記減額訂正が行われた平成8年3月7日及び9年3月6日を含む6年5月12日から9年5月25日までの期間は取締役を辞任しており、同社の経営から離れている上、取締役であった期間についても、上記取締役総務部長及び他の取締役1名が、「申立人は名ばかりの取締役に、営業担当者であり、経営には関与していなかった。」と回答していることを踏まえると、当該処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、上記の二度にわたる遡及訂正処理は、事実を即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の昭和64年1月から平成9年3月までの標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和64年1月から平成元年9月までは20万円、同年10月から2年6月までは22万円、同年7月から3年6月までは26万円、同年7月から4年7月までは34万円、同年8月から5年5月までは44万円、同年6月から6年10月までは53万円、同年11月から9年3月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 31 日は 40 万円、同年 12 月 29 日は 60 万円、16 年 7 月 31 日は 27 万円、同年 12 月 29 日は 68 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日  
② 平成 15 年 12 月 29 日  
③ 平成 16 年 7 月 31 日  
④ 平成 16 年 12 月 29 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から申立期間に係る賃金台帳として提出された資料及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は40万円、申立期間②は60万円、申立期間③は27万円、申立期間④は68万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月31日は20万円、同年12月29日は28万円、16年7月31日は17万5,000円、同年12月29日は27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成15年12月29日  
③ 平成16年7月31日  
④ 平成16年12月29日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から申立期間に係る賃金台帳として提出された資料及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額

のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は20万円、申立期間②は28万円、申立期間③は17万5,000円、申立期間④は27万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、19万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間③及び④は25万円、申立期間⑤は27万円、申立期間⑥は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から同年9月1日まで  
② 平成18年9月1日から同年10月1日まで  
③ 平成15年12月25日  
④ 平成16年6月30日  
⑤ 平成16年12月29日  
⑥ 平成18年12月25日

ねんきん定期便と給与支給明細書等を比較すると、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額が、実際の給与から控除されていた額と相違しており、また、申立期間③から⑥までについては、標準賞与額の記録が無い。当時の給与及び賞与の支給明細書を提出するので、申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①及び②について、申立人から提出された給与支給明細書から、月例給与（総支給額）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（申立期間①は15万円、申立期間②は20万円）よりも高額であることが確認できる。

したがって、申立期間①及び②の標準報酬月額については、上記1を踏まえると、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成15年4月から同年8月までは19万円、18年9月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行ったことを認めていることから、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③から⑥までについて、申立人から提出のあった賞与支給明細書により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記1を踏まえると、上記賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間③及び④は25万円、申立期間⑤は27万円、申立期間⑥は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月15日は26万9,000円、16年8月3日は22万6,000円、同年12月27日及び17年7月8日は29万円、同年12月15日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日  
② 平成16年8月3日  
③ 平成16年12月27日  
④ 平成17年7月8日  
⑤ 平成17年12月15日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与の支払が記載された賃金台帳等を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、申立人は、当該期間に係る賞与支給明細書を所持していないが、申立人から提出された普通預金移動元帳により、当該期間においてA社から賞与支給月以外の月の約2倍の振込額が確認できることから、当該期間において申立人に対し賞与が支給されていたものと認められる。

また、当該期間前後の賃金台帳及び平成15年分の課税資料により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ

る。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記1を踏まえると、当該期間前後の賃金台帳、平成15年分の課税資料及び申立人に係る銀行振込額において確認できる保険料控除額及び賞与額から、26万9,000円とすることが妥当である。

3 申立期間②から⑤までについて、申立人が事業主から入手したとする賃金台帳の写しによると、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記1を踏まえると、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間②は22万6,000円、申立期間③及び④は29万円、申立期間⑤は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年10月1日から21年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から21年5月22日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、配車管理兼倉庫担当であり、厚生年金保険の手続業務とは一切無関係であったため、申立期間の各年度に同社から交付を受けた給与所得の源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年10月から20年11月までの期間の標準報酬月額については、当該期間に係る申立人の給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成20年12月から21年3月までの期間の標準報酬月額については、申立人は保険料控除を確認できる資料を保有していないものの、申立人から

提出のあった当該期間とその直前の期間における銀行預金通帳の写しから確認できる給与振込記録がほぼ同程度の金額であることから、当該期間についてもその直前の期間と同様の報酬額であり、かつ、同様の厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、当該期間における標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成19年10月から21年3月までの期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与所得の源泉徴収票で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から19年9月までの期間については、申立人から提出された当該期間の申立人に係る給与所得の源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成21年4月の標準報酬月額については、申立人が提出した銀行預金通帳の写しから、当該期間の給与振込履歴が確認できず、報酬額及び保険料控除額が不明であるため、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年1月21日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月1日から4年12月30日まで  
② 平成4年12月30日から5年1月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、その直前の月の標準報酬月額より低額となっているが、平成2年と比べ、申立期間①の報酬額が下がった記憶は無い。同社では取締役ではあったが営業部長であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和62年11月1日に入社し平成5年1月20日に退職するまでの期間、継続して勤務し、当該期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年12月30日（以下「全喪日」という。）より後の5年2月1日付けで遡って47万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の全喪日に資格喪失した者は申立人を除き6人認められるが、そのうち二人に、申立人と同様、平成5年2月1日付けで、標準報酬月

額の遡及減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立人は昭和63年6月20日に取締役就任し、申立期間①及び当該標準報酬月額遡及訂正処理時において、辞任、退任等の記録が無いことが確認できるが、同社の元代表者及び複数の元従業員は、「申立人は、当該期間当時、同社では取締役であったが、営業担当であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場にはなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、オンライン記録によると、A社の全喪日より後の平成5年2月1日付けで、申立人に係る申立期間①の標準報酬月額遡及減額訂正処理及び4年12月30日に資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の全喪日に資格喪失した者は申立人を除き6人認められるが、その全員が、申立人と同様、平成5年2月1日付けで、資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録から、申立人は平成5年1月20日までA社に勤務していたことが確認できる上、申立人及び申立人と同様に同社の全喪日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した元従業員5人について、同年1月20日まで同社に勤務していたことが確認できることから、同社は同日においても、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらのことから、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなったとする処理及び申立人に係る厚生年金保険の資格喪失処理を遡って行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社は平成8年6月\*日に解散していることから、申立期間②において法人事業所であることが認められるところ、申立人は昭和63年6月20日に取締役就任し、申立期間②及び上記厚生年金保険の資格喪失処理時において、辞任、退任等の記録が無いことが確認できるが、申立期間①で判断したとおり、申立期間②においても、申立人が当該資格喪失処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した処理は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である5年1月21日であると認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正後の平成4年11月の標準報酬月額から、53万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成3年4月13日であると認められることから、申立期間②の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から3年3月31日まで  
② 平成3年3月31日から同年4月13日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しており、申立期間②については加入記録が無い。同社では、取締役であったが営業担当として勤務しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間①については標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②については厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から3年2月までの期間は34万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日より後の同年5月9日付けで、遡って24万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成2年10月18日まで同社の取締役であったことが確認できるが、同社の元代表者は、「私は、代表取締役社長として代表者印の管理をしており、標準報酬月額の減額訂正についての最終的な決定権限を有していた。当社は、私の在職時期は赤字続きで社会保険料の滞納もあり、社会保険事務所から従業員の標準報酬月額を下げるように指導された。申立人は取締役であったが、

営業担当であり、標準報酬月額の特減訂正については無関係な立場であった。」旨供述している上、同社の元従業員も「申立人は、営業担当であり、標準報酬月額の特減訂正手続には全く無関係な立場であった。」旨供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の特減処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該特減処理を行う合理的な理由はなく、申立期間①において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 34 万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、A社における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 3 年 3 月 31 日より後の同年 5 月 9 日付けで、同年 3 月 31 日と遡って記録されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録から、申立人は平成 3 年 4 月 12 日までA社に勤務していたことが認められ、同社に係る商業登記簿謄本では、申立期間②において同社は法人事業所であることが確認できることから、同年 3 月 31 日においても、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらのことから、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなったとする処理及び申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる処理を遡って行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 2 年 10 月 18 日まで同社の取締役であったことが確認できるが、申立期間①で判断したとおり、申立期間②においても、申立人が当該処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 3 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である同年 4 月 13 日であると認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正後の平成 3 年 2 月の標準報酬月額から、34 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成18年8月から19年3月までを22万円、同年4月から20年4月までを41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月21日から20年5月21日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年8月及び19年4月から20年4月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与支給明細書及び雇用保険被保険者離職証明書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、18年8月は22万円、19年4月から20年4月までは41万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成18年9月から19年3月までの期間については、申立人から給与支給明細書の提出はないものの、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は9万8,000円であり、給与支給明細書の提出がある18年8月の標準報酬月額も同額の9万8,000円であることが確認できるにもかかわらず、上記同年8月の給与支給明細書において標準報酬月額22万円に基づく保険料控除が認められ、当該期間の保

険料控除額及び報酬月額についても同年8月と同額であると推認できることから、当該期間の標準報酬月額についても22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額変更届」において、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円として、社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できることから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB組合における資格取得日に係る記録を昭和50年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月11日から同年4月1日まで

A組合へ就職し、その後、B組合へ出向人事ということで異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A組合及びB組合が加盟しているE連合が平成14年8月10日付けで発行した人事異動連絡表(退職金移管明細表)によると、i) 申立人が昭和49年2月18日に採用されたこと(採用された組合名は不明)、ii) 退職金計算の基礎となる在籍期間には申立期間が含まれており、勤務が継続していることが確認できる。

また、申立人と同日にA組合において被保険者資格を喪失している従業員は申立人のほかに二人おり、当該二人は、同組合における資格喪失日と同日付けで、他の同種の組合において資格を取得していることが確認できる。

さらに、A組合は、「人事記録及び賃金台帳は無いが、手書きのメモが残されており、それによると、申立人の在籍は昭和50年3月10日までである。」旨回答しているところ、B組合も「当時の資料が無く申立人の在籍期間は不明だが、A組合又は当組合のいずれかにおける手続ミスであることは間違いないので、当組合の在籍であったとして構わないし、納付勧奨にも応じる。」旨供述している。

加えて、B組合において申立人の資格取得日と同日に資格を喪失している従業員は、「申立人が同組合に在籍していた記憶がある。」旨回答していることから、申立人は昭和50年4月1日以前に同組合に在籍していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 50 年 3 月において、B 組合に勤務し、厚生年金保険料を同組合の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の B 組合における昭和 50 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間の厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、57年4月から同年6月までの期間及び58年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年1月から47年3月まで  
② 昭和53年1月から同年3月まで  
③ 昭和57年4月から同年6月まで  
④ 昭和58年7月から同年12月まで

私の養父は、申立期間①当時に私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたはずである。申立期間②、③及び④は私自身及び元妻が二人分の保険料を一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の養父が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする養父から保険料の納付状況等について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和48年5月から7月頃までに夫婦連番で払い出されており、この払出時点では申立期間①の大半の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の養父が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②、③及び④については、申立人及びその元妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧であるほか、元妻から保険料の納付

状況等について聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は自身及び元妻が申立期間②、③及び④の二人分の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、申立期間②、③及び④のうち昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの期間は元妻の納付記録も未納となっているほか、申立期間③直後の 57 年 7 月から 58 年 6 月までの保険料が 59 年 10 月 19 日に納付されており、この納付時点では申立期間③は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間④直後の同年 1 月から同年 3 月までの保険料は 61 年 1 月 31 日に納付されており、この納付時点では申立期間④のうち 58 年 7 月から同年 9 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人及びその元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から同年12月までの期間及び61年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から同年12月まで  
② 昭和61年6月

私は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付し、その際に受領した領収証書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は当該期間の国民年金保険料の「納付書・領収証書」を所持しているが、当該領収証書に押された金融機関の領収日は昭和63年2月2日であり、この領収時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、領収された保険料は同年同月15日に当該期間直後の61年1月から同年3月までの保険料として充当されていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立期間②については、申立人は当該期間を含む昭和61年4月から同年6月までの保険料の領収証書を所持しているが、当該領収証書に押された金融機関の領収日は63年8月3日であり、この領収時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該領収証書には、領収印の上に領収を取り消す意味の「消印」が押されていることが確認でき、申立人は当該領収証書のほかに、金融機関が保険料を収納する際に必要となる「領収済通知書」及び「領収控」も所持しており、これらの書類にもそれぞれ領収印の上に「消印」が押されていることから、当該期間の金額は保険料として収納されず当該領収証書等とともに、申立人に返却されたものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から62年3月まで  
私の母は、私が20歳の時に、国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び婚姻までの保険料の納付をしていたとする母親は、加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、20歳の時に母親が国民年金の加入手続をしてくれたはずと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年1月から同年2月頃までに払い出されていること、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳を1冊のみ所持し、当該手帳の「国民年金の記録」欄にも被保険者となった日は昭和62年4月1日と記載されているほか、申立人は、ほかに手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から平成 3 年 12 月までの期間及び 10 年 11 月から 13 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から平成 3 年 12 月まで  
② 平成 10 年 11 月から 13 年 7 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれており、申立期間②の保険料は自身で納付した。申立期間①のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間が国民年金に未加入とされ、同年 4 月から平成 3 年 12 月までの期間の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間終期の平成 3 年 5 月頃に払い出されており、当該払出時点では当該期間の大部分となる昭和 57 年 4 月から元年 3 月までの期間の保険料は時効により納付することができないこと、申立人と同時期に手帳記号番号が払い出されている次妹は、申立人と同じく 4 年 1 月から保険料の納付を開始していることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人から当時の納付状況等に関して電話による聴取及び文書による照会に対する協力が得られないことから、当時の状況が不明である。

また、当該期間のうち平成 13 年 7 月分の保険料は時効期間経過後に納付されたため、15 年 10 月 7 日に還付・充当決議が行われ、同年 4 月分の保険料に充当処理されている

ことがオンライン記録で確認できること、申立人に対し同年8月25日に過年度納付書が作成されており、当該期間直後の13年8月から15年3月までの期間の保険料を同年10月1日に過年度納付していることがオンライン記録で確認できるが、当該納付時点で当該期間の保険料は時効により納付することができないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年5月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を滞納していたので、実家に戻った平成15年頃に父が申立期間の保険料をまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、平成15年頃に申立期間の保険料を父親に納付してもらったと説明しているが、保険料を納付したとする父親は、申立人が滞納していた税金等を納付したことはあるが、保険料を納付した記憶は無いと思うとしている。

また、申立人は、平成15年頃に父親に申立期間の保険料をまとめて納付してもらったと説明しているが、当該納付したとする時点では申立期間の保険料は時効により納付することはできないこと、15年4月14日に申立期間に係る11年4月1日の被保険者資格取得及び12年6月19日の同喪失の記録が追加されたことがオンライン記録で確認でき、申立期間当時、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、当該記録追加時点でも申立期間の保険料は時効により納付することはできないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から13年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年8月から12年3月まで  
② 平成12年4月から13年3月まで

私は、厚生年金保険適用事業所に勤務していた平成13年4月から17年11月までの間に、申立期間の国民年金保険料を数回に分けて追納した。申立期間の保険料が追納済みとされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①の国民年金保険料の申請免除期間及び申立期間②の学生納付特例により保険料の納付を猶予された期間（学生納付特例期間）の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間後の厚生年金保険適用事業所に勤務していた時に、申立期間の保険料を数回に分けて追納したとし、具体的にいつの時期にどの期間の保険料を追納したかについては記憶しておらず、保険料追納申込書を提出した記憶は無いと説明している。

また、保険料の追納は、制度上、学生納付特例期間について行い、次いで申請免除期間について行うものとされ、これらの保険料のうちにあつては、先に経過した月の分から順次行うのが原則とされ、学生納付特例期間よりも前に申請免除期間があるときは、申請免除期間の保険料について先に経過した月の分から追納することができるとされている。申立人は、平成17年4月25日に7年4月から8年3月までの申請免除期間の保険料を追納していることがオンライン記録で確認できるところ、申立人は、当該追納時点より前に、申立期間①及び②の保険料を追納したと説明しているが、追納の順序は上記のとおり定められていることから、当該追納時点より前に申立期間①の申請免除期間の保険料を追納することはできない。さらに、申立期間②の学生納付特例期間の保険料は、当該追納時点より前に追納することは可能ではあるが、申立人は、先に追納期限が到達する申請免除期間（6年12月から8年3月までの期間及び申立期間①）の保険料

を未納のままにしておいて申立期間②の学生納付特例期間の保険料を優先して追納した記憶は曖昧であるなど、申立人が申立期間②の学生納付特例期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私の父は、私が大学を卒業し研修期間中であつた平成2年から5年までの間に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親は、加入手続の時期、場所及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成8年8月頃に払い出され、当該払出時期の同年同月23日に申立期間に係る3年4月1日の被保険者資格取得及び5年4月1日の同喪失の記録追加が行われていることがオンライン記録で確認でき、当該払出し及び記録追加時点では申立期間の保険料は時効により納付することはできないこと、申立人は、上記手帳記号番号及び厚生年金保険の記号番号が記載されている年金手帳と厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として記載されている年金手帳の合計2冊の手帳を所持し、これらの手帳のほかにも別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から48年3月まで

私の義父は、私が20歳になった昭和44年\*月頃に国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。私の家は自営業をしておりA区にある自宅に集金人が来ていたので、私が間違いなく申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳払出一覧表及びオンライン記録によると、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する昭和44年\*月頃ではなく、第2回特例納付期間中の49年11月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び特例納付により納付することが可能であるものの、申立人は、申立人は「保険料は、20歳からこつこつと納めてきた。申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無い。」と述べている。

また、申立人は、「A区にある自宅に集金人が来ていたので、間違いなく申立期間の保険料を納付していた。私の義父も私の母も一緒に働いていたので、一緒に納めていたと思う。」と述べている。しかし、A区では、申立期間当時は納付書により保険料を納付する方法が一般的である上、オンライン記録によると、申立人の義父の手帳記号番号は昭和48年10月頃に、申立人の母親の手帳記号番号は49年9月頃にそれぞれ申立期間より後に払い出されていることが推認でき、申立人の義父及び母親は、申立期間当時、国民年金に加入していないものと考えられる。これらのことを踏まえると、申立期間においては、集金人が申立人の自宅に来ていたとは考え難い。

さらに、申立人は、「私の夫は、申立期間当時はA区で同居しており、私と同様の納付方法により申立期間の保険料を納付していた。」と述べているが、申立人の夫は、住民票によると、昭和49年2月1日に前住所地のB県C村からA区へ転入したことが確

認できることから、申立人の夫の申立期間に係る納付書がA区において発行されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月、同年 11 月から 54 年 3 月までの期間、同年 5 月から同年 9 月までの期間、56 年 8 月から 59 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月  
② 昭和 53 年 11 月から 54 年 3 月まで  
③ 昭和 54 年 5 月から同年 9 月まで  
④ 昭和 56 年 8 月から同年 10 月まで  
⑤ 昭和 56 年 11 月から 59 年 7 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。私の申立期間の国民年金保険料は、母が定期的に納付してくれていたと思う。私が所持している年金手帳に「初めて被保険者になった日」として昭和 53 年 4 月 1 日と記載されているので、その日から保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立人が加入手続を行ったと主張する昭和 53 年 4 月よりも後の 59 年 8 月頃に払い出されていることが推認できる。また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①、②、③及び④については、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和 56 年 11 月に婚姻しており、夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立期間⑤は、申立人が国民年金に任意加入することが可能な期間である。しかし、当該期間は、オンライン記録によると、国民年金に加入していない期間として管理されている上、申立人は、当該記録によると、前述の手帳記号番号が払い出された当該期間直後の 59 年 8 月に国民年金に任意加入し、同月から保険料を納付してい

ることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間⑤は、国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人は自身の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い保険料を納付してくれたとする申立人の母親から、当時の事情を聴取することができないため、申立期間の保険料の納付状況等を確認することができない。

なお、申立人は、自身が所持している年金手帳に記載されている「初めて被保険者になった日」を国民年金の加入手続を行った日の根拠としているが、当該年月日は、国民年金の被保険者の 20 歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格の喪失日等を基に被保険者資格の取得日が記載されるものであり、実際に国民年金の加入手続を行った時点や保険料の納付を開始した時点を示すものではない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から6年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から6年3月まで

私の父は、私が20歳を迎えた平成4年\*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を定額保険料に加え付加保険料も納付してくれていた。私は、父から「少しでも年金が多くなるように、数百円程度だけれど、付加保険料も払うようにしている。」と聞いたことを記憶している。申立期間の保険料が定額保険料のみ納付済みとされ、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を定額保険料に加え付加保険料も納付してくれていた。」と述べている。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、平成4年4月に払い出されていることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、4年4月から6年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、申立人が付加保険料の納付を申し出ることが可能な期間である。

しかしながら、申立人が申立期間当時に居住していたA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間における「付加年金加入記録欄」は空欄となっており、申立人が申立期間当時に付加保険料の納付を申し出たことが確認できない上、申立人が現在所持する年金手帳においても、付加保険料の納付を申し出たことを示す記載は無い。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成4年3月の保険料は、重複納付を理由とする過誤納が発生し、当該期間の定額保険料のみが還付されており、さらに、申立期間直後の6年4月の保険料は、無資格期間納付を理由とする過誤納が発生し、当該期間の定額保険料のみが還付されており、それぞれの還付において付加保険料が含まれていないことが確認できる。

さらに、申立期間は、前述の国民年金被保険者名簿によると、付加保険料は納付され

ておらず、定額保険料のみが納付されていることが確認できる。

加えて、申立人の父親が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は付加保険料の納付の申出及び付加保険料の納付に関与しておらず、申立期間の付加保険料を納付していたとする申立人の父親から当時の事情を聴取することができないため、申立期間の付加保険料の納付状況等について確認することができない。

このほか、申立人の父親が申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から57年2月まで

私は、昭和57年2月か同年3月にA市に引っ越して、厚生年金保険に加入する際に、勤務先で未納分の国民年金保険料を支払わないといけなくて、申立期間に係る保険料13万円くらいを一括で納付した。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和57年2月か同年3月にA市に引っ越して、厚生年金保険に加入する際に、申立期間に係る国民年金保険料13万円くらいを一括で納付した。」と主張しており、また、申立期間は、オンライン記録によると、申請免除期間であることから、申立人が厚生年金保険に加入した57年3月の時点においては、申立期間の保険料を納付することが可能な期間である。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、B区に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和50年9月に、当該手帳記号番号が払い出された時点において申立人と同居していたその弟及び妹と連番で払い出されていることが確認でき、申立期間当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。また、59年に作成された同区の年度別納付状況リストによると、申立人の住所は、57年2月又は3月に引っ越ししたとするA市ではなく、当該手帳記号番号が払い出された際に居住していたB区の住所が記載されたままとなっていることが確認でき、さらに、国民年金の被保険者資格の喪失手続も行われていないことが確認できる。その上、申立人の当該手帳記号番号に係る住所等の記録は、オンライン記録によると、60年5月に同区での不在が確認され、平成14年9月に新住所が判明したことから同年同月11日に同区からC市に住所変更されていることが確認できる。これらのことから、申立人が申立期間及びその後の57年3月において国民年金の住所変更手続

を行っていない上、同年3月に厚生年金保険の資格を取得したことに伴う国民年金の資格喪失の手続も行われていないことが確認でき、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から62年2月まで  
私の元夫は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、納付書が届けば必ず夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦二人分の加入手続を行ったとする申立人の元夫は、加入手続の時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の昭和62年3月に夫婦連番で払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち59年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、当該払出時点で、60年1月から61年3月までの期間の過年度保険料及び同年4月から62年2月までの期間の現年度保険料を遡って納付することが可能であったが、夫婦二人分の保険料を納付していたとする元夫は、遡って納付したことはないと説明しているほか、元夫自身の申立期間の保険料も未納である。

さらに、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の元夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から47年9月まで  
私の父は、私が厚生年金保険に加入していない期間について、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする父親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後に婚姻（昭和48年12月）した後の50年9月頃に夫婦連番で払い出されていること、平成7年1月18日に申立期間の被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備前は、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができなかったこと、当該記録整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、父親から年金手帳を受け取った記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から9年3月まで

私の父は、私が20歳になった平成7年\*月頃、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。8年\*月に父が亡くなった後、私が厚生年金保険適用事業所に勤務するまでの保険料は、母が毎月集金に来ていた区の集金人に家族の分と一緒に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたとする父親から納付状況等を聴取できないため当時の状況が不明であるほか、平成8年\*月に父親が亡くなった後の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、保険料納付状況についての記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は平成9年5月7日に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番され、申立人が所持する当該基礎年金番号が記載された青色の年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には被保険者となった日が10年11月1日と記載されており、申立期間は未加入期間とされていること、両親から別の年金手帳を渡された<sup>おぼ</sup>憶えは無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人から父親の平成8年分の確定申告書の控えが提出されているが、当該申告書の社会保険料控除欄に記載されている申告額は当該年分（8年9月分まで）の厚生

年金保険料額及び健康保険料額を合わせた額に不足していることから、申立人の国民年金保険料は含まれていないと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から同年 9 月までの期間、55 年 2 月から同年 10 月までの期間及び 56 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月から同年 9 月まで  
② 昭和 55 年 2 月から同年 10 月まで  
③ 昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった時に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間①及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続、切替手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は 20 歳の時に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 61 年 1 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間②については、申立人が所持する上記払出時に交付されたとみられる年金手帳には、当該期間の被保険者資格の記載が無く、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳と厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を各々 1 冊ずつ所持しているが、ほかに手帳を所持した記憶は無く、申立期間同時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 5 月から 48 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 48 年 11 月まで

私が 20 歳当時勤務していた事業所の経営者は、私の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してくれていた。退職した後の保険料は、私が近くの区出張所で納付した記憶がある。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が 20 歳当時勤務していた事業所の経営者及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は 20 歳前から昭和 44 年 3 月頃まで勤務していた事業所の経営者が、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたと説明しているが、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、上記経営者から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は当該期間当時は経営者の自宅に居住しており、申立人が居住していた区ではその当時は集金人が保険料を収納していたが、申立人は、集金人が職場及び居住先に保険料の徴収に来ていた記憶は無く、自身が職場を退職する時に経営者から国民年金手帳を受け取った記憶も無いと説明している。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が退職した昭和 44 年 3 月頃に払い出されており、申立人は、退職後は近くの区出張所で自身が保険料を納付した記憶があると説明しているが、申立人は保険料の納付時期及び納付場所に関する記憶も曖昧であるほか、保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が勤務していた事業所の経営者及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年3月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が大学生だった期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする母親は、申立人の保険料を金融機関で納付していた記憶があると説明しているものの、学生が強制加入被保険者となった平成3年4月以降に20歳となり20歳から大学を卒業するまでの保険料が納付済みである申立人の妹の保険料に関する記憶であるか、申立期間当時の保険料に関する記憶であるか曖昧である。

また、申立期間は申立人が学生時の国民年金任意加入適用期間の未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から55年3月まで

私の母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は大学卒業後に私が納付していた。昭和60年以降に区役所窓口で年金記録を調べてもらった時に、未納分の保険料を遡って納付したこともある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ったとする母親から聴取することができないため、当時の加入状況が不明であるほか、申立人は申立期間の保険料の納付場所、納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和60年以降に区役所窓口で年金記録を調べてもらい、過去の未納分の保険料について10年近く遡って納付できる特例措置があったため保険料を遡って納付したこともあると説明しているが、第3回特例納付は既に55年6月に終了しており、60年以降は特例納付は実施されていない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和55年8月に払い出されており、この払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から49年12月まで

私は、時期は定かでないが区役所の職員が自宅に来たので国民年金の加入手続きを行った。加入後は、私が2、3か月ごとに区役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。加入当時に、夫が私の保険料を遡って納付してくれた記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、時期は定かでないが昭和44年4月に転居後、区職員が自宅に国民年金の加入勧奨に来たので、自身の国民年金の加入手続きを行い、加入後は自身が2、3か月ごとに区役所で夫婦二人分の保険料を納付していたと説明しているが、加入手続きの時期に関する記憶は曖昧であり、自身が納付していたとする保険料額も憶えていないと説明している。

また、申立人は、加入当時に夫が保険料を遡って納付してくれた記憶があると説明しているが、申立人は、当該納付に関与しておらず、夫が保険料を遡って納付してくれた期間に関する記憶が無く、申立人の保険料を遡って納付してくれたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年1月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は定かでなく、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 22 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を当該被保険者の賞与から控除していた事実があることが要件とされているところ、A社から提出された申立期間の賞与明細一覧表では、申立人に係る賞与から事業主により厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から3年8月31日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の金額と相違している。実際には35万円プラス歩合給をもらっていたので、正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、A社は平成8年6月\*日に解散しており、事業主は連絡先が不明であることから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、A社の取締役は、申立人を記憶しているものの自身の勤務期間が短く、営業担当であることから社会保険関係等については分からないと供述している。

さらに、申立人が記憶している上司及び同僚に照会を行ったものの回答を得ることができない上、申立人は申立期間当時の給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月 31 日から 48 年秋頃まで  
② 昭和 50 年 2 月頃から 55 年 6 月頃まで  
③ 平成 3 年 7 月 1 日から 4 年 7 月 1 日まで  
④ 平成 4 年 7 月 1 日から 6 年 7 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）で勤務した期間のうちの申立期間①、C 社に勤務した申立期間②、D 社に勤務した申立期間③及び E 社に勤務した期間のうちの申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務していたのは確かなので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 社は申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、当時の資料が無く、経理責任者も死亡していることから不明である旨回答している。

また、申立人が記憶している支配人は既に死亡している上、当時の事務長、サービスマネージャー及び複数の従業員から、申立人を記憶しているとの供述は得られるものの申立期間①の勤務状況については確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C 社に勤務していた複数の従業員の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 社は既に解散しており、当時の事業主は死亡している上、経理担当取締役は当時の資料は無い旨供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

また、上記取締役及び複数の従業員の供述から、厚生年金保険に加入するまで複数年を

要していたこと、及び加入していない従業員もいたことがうかがえることから、当時、C社においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと判断することが妥当である。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、D社に係る商業登記簿謄本には、申立人が記憶している事業所所在地及びオーナーの氏名が記載されていることから、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、D社が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することはできない。

また、D社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、登記簿に記載のある役員はいずれも連絡先が不明であり照会することはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、E社に係る商業登記簿謄本では、申立人が同社設立時から代表取締役であったことが確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、E社は平成6年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④は適用事業所となっていない。

また、当時の経理担当者及び従業員に照会することができない上、申立人は貸金台帳又は給与明細書等の資料を保有していないことから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間④において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 22271 (事案 3830 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月 10 日から 39 年 3 月 15 日まで  
② 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 7 月 10 日まで

A社(後に、B社)に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間の勤務を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C社を退職後、同社に再入社したが申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、B社は当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務等について確認できないこと、また、厚生年金保険に加入していた複数の従業員は、申立人を記憶している者がおらず、申立期間①に同社における勤務が確認できなかったことから、平成 21 年 9 月 16 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、住み込みで勤務していたのは事実であり、記録が無いのは納得できないとして再調査してほしいと再申立てを行っている。

しかし、申立人から新たな資料や情報の提供は無く、申立人が人形の顔を描いていたことを記憶している複数の従業員を確認することができるものの、勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認できる資料は得られない。

以上のことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは

認められず、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人はC社を一度退職した後、頼まれて同社に再入社したと申し立てているところ、同社は既に解散しており、事業主が死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している事業主の子（後に代表取締役）に照会したところ、申立人を記憶しているものの申立期間②に勤務していたかは不明と供述しており、従業員からも申立人の勤務状況を確認できる供述が得られない。

さらに、C社が加入していたD厚生年金基金及びD健康保険組合は、申立人が申立期間②において同厚生年金基金及び同健康保険組合に加入していた記録を確認することはできない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 22294 (事案 16780 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 7 年 3 月 26 日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、第三者委員会に申立てを行ったところ、平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 3 月 26 日までの期間については、20 万円に訂正する必要があるとされたが、5 年 8 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間については、訂正は必要ないとされた。

しかし、A社では、毎月 53 万円以上の報酬をもらっていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいては、申立期間のうち、平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 3 月 26 日までの期間について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 3 月 26 日の後の同年 4 月 27 日付けで、9 万 8,000 円に遡って減額訂正処理されていることが確認でき、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 5 年 8 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、5 年 8 月の随時改定、6 年 10 月の定時決定により、20 万円と記録されており、遡及訂正等の不自然な記録は見当たらない上、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、会長は既に死亡していること等から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認することができない。

以上のことから、当委員会の決定に基づき、平成 23 年 4 月 6 日付けで申立期間のう

ち、6年10月1日から7年3月26日までの期間については、標準報酬月額を遡及訂正前の20万円に訂正する必要があるが、5年8月1日から6年10月1日までの期間については、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間を通じて53万円以上の報酬額をもらっていたので、20万円の標準報酬月額は納得できないと主張しているが、新たな資料は無く、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 1 日から 6 年 3 月 30 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に在籍のままB国に出張しており、本社から送金された給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」から判断すると、申立期間に申立人との雇用関係は無く、給与は払っていないと考えられると供述している。

また、A社の事業主は、同社では、申立人のように入社後3か月経過したばかりの社員を海外の契約先に長期にわたって出張させることは考え難く、また、通常、海外出張中の社員の給与は国内の給与口座に振り込んでおり、海外には送金していないと供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間にA社において、厚生年金保険被保険者記録のある従業員 14 名に照会したところ、9名から回答があったが、申立人を記憶しているのは1名のみで、当該者は、申立人は同社には数か月しか勤務していなかったと思うと供述している。

加えて、上記「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、いずれも平成元年 12 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

なお、申立人のA社における雇用保険の記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 39 年 1 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、申立期間に同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、昭和 59 年 7 月 21 日に適用事業所でなくなっており、事業主の所在は不明であることから、同社から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に被保険者となっている元従業員 18 名に照会したところ 12 名から回答があったが、このうちの 11 名は申立人を知らないと回答しており、残りの 1 名は、自分が申立人の父親が経営していた事業所に勤務していたことから申立人を知っているが、申立人がA社に勤務していたかどうかについては不明であると供述しており、同社の従業員から申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、上記事業所別被保険者名簿によると、申立人の名前は確認できず、申立期間において、整理番号に欠番は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月20日から8年3月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は夫と自分で会社を経営し、申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の離職日は、平成7年1月31日と記録されている。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の給付記録によると、平成7年2月10日に求職の申込みを行い、同年12月13日まで失業給付を受給していることが確認できるほか、失業給付の受給が終了してからの雇用保険の加入記録は確認できないなど、申立人の申立期間における勤務が確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、A社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成7年2月20日から夫が加入する会社の政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できる上、申立期間について、9年1月20日付けで遡って国民年金の第3号被保険者として処理されたことが確認できる。

加えて、A社の商業登記簿謄本によると、申立人及びその夫は、平成6年11月22日に同社の取締役を辞任していることが確認でき、申立期間当時の状況について現在の事業主は、申立人は取締役として経理事務を行っていたが、決算期である7年2月まで勤務した後、退職したと記憶している旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 12 日から同年 9 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時における同社の給料支払明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に勤務した期間の給料支払明細書及び同社作成の昭和 36 年分給与所得の源泉徴収票に「36. 7. 12 入社」と記載されていることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記給料支払明細書によると、適用事業所になる前の昭和 36 年 8 月分の給料から被保険者資格喪失月の前月（昭和 37 年 5 月）分まで厚生年金保険料及び健康保険料が控除されているものの、当該給料支払明細書のうち 36 年 9 月分においては「健厚還付金」として、前月（昭和 36 年 8 月）分の給料から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額と同額が「控除額」の欄において記載されていることが確認できる。

以上のことから、A社では、厚生年金保険料等は当月に控除していたと考えられ、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の昭和 36 年 8 月分の申立人の給料から誤って厚生年金保険料等を控除したため、適用事業所となった同年 9 月分の給料において誤って控除した厚生年金保険料等を申立人に返金したものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 1 日から 10 年 3 月 1 日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それより前の標準報酬月額と比較して低くなっている。特に平成 10 年 1 月からの 14 万 2,000 円という低い給与だったことはあり得ない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、同社が適用事業所でなくなった日より後の平成 11 年 5 月 12 日付けで、遡って 9 年 8 月から同年 12 月までが 41 万円に、10 年 1 月及び同年 2 月が 14 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間及び上記減額訂正時に、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 11 年頃、親会社であるB社が倒産し、A社も閉めることになった。そのとき、親会社からその処理を弁護士に依頼すると言われて同意しただけである。」と供述しているところ、依頼を受けた弁護士は、「A社は任意整理をすることとし、申立人にその旨説明し委任状に押印してもらった。厚生年金保険の取扱いについても説明した。」旨供述している。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、社会保険事務所（当時）が同社の事業停止を確認した後、厚生年金保険料及び社会保険の届出に関し上記弁護士と面談したとの記載があることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 47 年 3 月 1 日に 10 数名と共に入社した。そのうち記憶している 4 名は、入社と同時に厚生年金保険に加入していると思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る社会保険台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は同社に昭和 47 年 3 月 7 日から継続して勤務していることが確認できる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、「申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨供述しており、申立人が経理担当者であったとする従業員は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記社会保険台帳及びA社から提出のあった申立人に係る運転者台帳によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 47 年 9 月 1 日と記載されており、申立人の厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社から提出のあった申立人に係る諸給与支払内訳明細書によると、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されておらず、申立人の厚生年金保険の加入月である昭和 47 年 9 月から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、申立人は、「A社と一緒に入社した 10 数名のうち、記憶している同僚 4 名は既婚者のため、入社した昭和 47 年 3 月から厚生年金保険に加入していると思う。」旨供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該 4 名の資格取得日は、申立人の資格取得日（昭和 47 年 9 月 1 日）より後であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 28 日から 61 年 9 月 21 日まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は保有していないが、入社時は 35 万円と記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、既に解散しており、当時の事業主は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、給与額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」旨供述していることから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に勤務していたことが確認できる従業員が保有していた給料明細によると、支給金額から控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人に係る記録は、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと

認められる場合」については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

また、申立人は、「私は、経理や社会保険の事務責任者であり代表者印を預かり、押印していた。」旨供述しており、A社の事業主は、「申立人は総務経理の責任者であり、関係書類の事務手続や代表者印は任せていた。」旨供述していることから、申立人は、社会保険及び給与計算に係る事務に関与していたものと認められる。

このため、仮に申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月10日から47年4月1日まで

A社がB県C市に開設したDセンター内の自動車整備工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の記録が無い。同社のマネージャープラン制度により、当該自動車整備工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にDセンター内の自動車整備工場に勤務し、申立人が事業主であったE社に厚生年金保険の加入記録がある4名の従業員の回答から判断すると、申立人は、申立期間に当該Dセンター内の自動車整備工場の業務に従事していたことがうかがえる。

しかし、A社の承継会社であるF社の人事担当者は、「申立人が利用したとするマネージャープラン制度は、A社と個人が契約するものではあるが、雇用契約ではないことから、申立人は同社の社員ではないため、同社の厚生年金保険の対象者ではない。」と供述している。

また、A社における申立期間当時の人事担当者は、「申立人は、マネージャープラン制度による勤務形態であることから、個人事業主として当社の営業に関わっていたことになる。このため、申立人は当社の社員ではなく、厚生年金保険の対象ではあり得ない。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚3名は、オンライン記録によると、A社における被保険者記録は確認できないところ、そのうち1名の同僚は、「申立人からマネージャープラン制度の契約書を見せてもらい、自動車整備工場に勤務することを決めた。A社では、厚生年金保険の加入者ではなかったと思う。」旨供述している。

加えて、申立人は、「A社は、マネージャープラン制度のために別法人を設立し、そこで厚生年金保険に加入させていた可能性もある。」と供述しているが、申立人は会社

名を不明としていることから、当該別法人を確認することができない上、F社の人事担当者は、「マネージャープラン制度のために、申立期間当時、A社が別法人を設立したとは考えられない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 54 年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てているが、B社が保有する申立人に係る従業員台帳により、申立人の退職日は昭和 54 年 3 月 30 日であることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社における離職日は、昭和 54 年 3 月 30 日とされており、B社が保有する健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載の被保険者資格喪失日と符合する。

さらに、B社は、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては資料が無く不明であるが、現在は、翌月控除であり、月末日を資格喪失日とする従業員の給与からは、退職月の厚生年金保険料を控除していないとしている。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿により、当時、申立人と同様に、月末日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる従業員 3 人に退職月の給与からの保険料控除について照会したが、回答のあった一人は、不明であるとしていることから、同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年7月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、A社は申立人の申立期間に係る給与明細を保有しているところ、当該給与明細により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、企業年金連合会が保有する加入員記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月頃から 64 年まで  
② 昭和 60 年から 64 年まで  
③ 平成元年から 11 年まで

A社で組立工として勤務した申立期間①、B市のC店にD職として勤務した申立期間②及びE社で日雇い作業員として勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②は、申立事業所と異なる事業所で加入記録があるが、当時は複数の事業所に掛け持ちで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、申立期間①の人事記録は保管しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

また、申立人は、上司の姓を記憶しているが、連絡先が不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、当時のA社の総務担当者は、正社員は厚生年金保険に必ず加入させていたが、正社員以外に 30 人前後のアルバイトやパートを雇用しており、これらの者は厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかったとし、また、加入記録が無いのであれば正社員ではなかったのではないかとしている。

加えて、申立期間①においてA社で加入記録のある複数の従業員に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった 16 人は、申立人と同一職種である組立工ではないとしている上、いずれも申立人のことを記憶していないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについ

て確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B市にあったC店に勤務し、当該事業所において厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、申立人の記憶する所在地では、C店という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が記憶するC店の所在地を管轄する法務局には、当該事業所の商業登記の記録は無い上、申立人は当該事業所の代表者及び同僚二人の氏名を記憶しているが、連絡先は不明であることから、これらの者から、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、E社は、申立人が日雇作業員として同社に勤務していたとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、E社は平成6年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③のうち、元年から6年5月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、E社は、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、日雇作業員は正社員ではなく、厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していないとしている。

さらに、申立人は、E社の従業員数は50人程度であったとしているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成6年5月1日時点の被保険者数は5人であることから、同社では、従業員の全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月16日から11年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は保有していないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社では、60万円以下の給与では勤務しなかった。」と主張している。

しかし、申立人及び当時の複数の従業員は、給与明細書等を所持しておらず、また、申立人から提出された雇用保険受給資格者証により、離職時賃金日額が2万円（月額換算60万円）であることが確認できるものの、これは、離職日である平成12年2月15日以前の6か月の平均賃金であることから、申立期間当時、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A社の元事業主は、会社破産により、申立期間当時の資料は保管していないが、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料を控除していた旨回答していることから、申立期間における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A社に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額等の記録内容に、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は認められず、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 22312 (事案 20121 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 21 日から 16 年 4 月 16 日まで

A社で勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額より低く記録されていたことから第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料等が無いなどの理由により、一部期間を除き、記録訂正ができないと通知があった。

今回、申立期間の給与の振込先金融機関情報(口座番号)が新たに分かったことから再申立てを行った。A社では 50 万円くらいの給与を支給されていたので、記録訂正された期間を含め、改めて調査し、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 11 年 1 月 1 日から 12 年 1 月 1 日までの期間については、申立人から提出のあった当該期間の給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額が、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料より高額であることが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく 23 年 9 月 7 日付けで総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録は 36 万円に訂正されている。

また、申立期間のうち、平成 8 年 10 月 21 日から 11 年 1 月 1 日までの期間及び 12 年 1 月 1 日から 16 年 4 月 16 日までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらないことから、上記により、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間に係る新たな給与振込先金融機関情報(口座番号)が分かったので再調査してほしいとして、前回訂正が行われた平成 11 年 1 月から同年 12 月までの期間を含め、再申立てを行っている。

2 申立期間のうち、平成13年10月1日から16年4月16日までの期間については、申立人の情報に基づき給与振込先金融機関から提出された13年10月から16年9月までの「取引明細表（フツウヨキン）」から、13年10月、同年11月、14年1月から15年9月まで、同年12月から16年2月まで及び同年4月の各月末日にA社からの振込入金を確認することができる。

しかし、申立人は、A社の給与支給明細書は保管していないものの、申立期間の給与支給明細書を自身で記録したとする「給与記録」を提出しているところ、当該「給与記録」に記載されている銀行振込額は、平成14年1月及び15年1月分を除き、上記「取引明細表」で確認できる振込入金額より一定額少額であり、また、当該「給与記録」に記載されている厚生年金保険料額から算出される標準報酬月額と、健康保険料額から算出される標準報酬月額が一致していない。

また、申立人の平成13年10月、同年11月、14年2月から同年12月まで、15年2月から同年9月まで、同年12月から16年2月まで及び同年4月の「給与記録」における銀行振込額は、「給与記録」の報酬月額をオンライン記録の標準報酬月額（18万円）に置き換えて算出すると、上記「取引明細表」の振込入金額と一致する。

加えて、申立期間のうち、平成8年10月21日から13年10月1日までの期間については、上記「取引明細表」が確認できないことから、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額の保険料が控除されていたことについて確認することができない。

3 以上のことから、申立人から提出のあった新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月29日から36年4月1日まで  
平成10年に年金記録を確認した際、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。しかし、脱退手当金については、支給されたとされる時期には上京しており、また、請求した記憶も受給した記憶も無いので、調査して支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間に勤務したA社B工場の退社後約2か月経過した昭和36年6月12日に支給決定されているところ、この支給に関しては、i) 同工場の承継会社たるC社から提出のあったA社B工場が作成した申立人に係る厚生年金台帳に「脱退手当請求」と記載されていることからみて、また、ii) 同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年4月1日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する62名について、脱退手当金の支給記録をみると、60名に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされており、さらに当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた6名は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述していることからみても、同工場では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同工場が代理請求したものと認められる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年4月1日から約2か月後に支給決定がなされているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

なお、申立人は、申立期間に係る脱退手当金については、支給されたとされる時期には上京しており、請求することも受給することもできなかったと主張しているが、当該脱退手当金は、A社B工場が代理請求を行っており、同工場から、又は、金融機関を通じて申立人に支給されたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案22316（事案4673及び14869の再々申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月25日から59年9月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について被保険者記録が無いので、平成21年4月と22年11月に記録の回復を第三者委員会に申し立てたが、同社では、請負制で勤務していた乗務員は、昭和59年9月1日に一括して全員を厚生年金保険に加入させ、それ以前には加入させていなかった等の理由により、認められなかった。同社に勤務していたときの同僚について、厚生年金保険被保険者記録を日本年金機構で聞いたが、個人情報であるとして教えてもらうことができなかった。しかし、請負制で勤務していた同僚の中には、昭和59年9月1日より前から厚生年金保険に加入していた者がいるはずである。保険料控除を証明する新しい情報や資料は無いが、覚えている同僚の名前を書くので、よく調べて、もし、加入記録のある者がいたなら、自分の申立期間の加入記録についても認めて公平に扱ってほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る平成21年の最初の申立てにおいては、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは、雇用保険の記録から推認できるが、i) 同社の経理事務担当者は、「申立期間当時、請負制で勤務していたタクシー乗務員については健康保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料の控除もしていなかった。その後、請負制を廃止し、昭和59年9月1日から一括して全員を厚生年金保険に加入させた。」と供述していること、ii) 請負制で勤務していたタクシー乗務員は、申立期間当時は厚生年金保険に未加入となっており、保険料控除はされていなかったと回答していること、iii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和59年9月1日に約100人もの従業員が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることなどの理由から、平成21年10月21日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、平成22年には、申立人は、当該決定に納得できないとして、申立期間を昭和50年10月7日から59年9月1日までに短縮して再度申立てを行っているが、新たな資料や情報は無く、当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、当委員会の決定に基づき平成23年2月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記の2回の審議結果に納得できないとし、A社の労働組合規約の写し及び同社に係る同僚の氏名又は姓を新たな資料等として提出し、「請負制で勤務していた同僚の中には、昭和59年9月1日より前から厚生年金保険に加入していた者がいるはずであり、保険料控除を証明する新しい情報や資料は無いが、覚えている同僚の名前を書くので、もし、加入記録のある者がいたなら、自分の申立期間の加入記録についても認めて公平に扱ってほしい。」として、昭和48年9月25日から59年9月1日までを被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人が同僚として氏名を挙げた者を含めて、申立期間当時に請負制で勤務していたと考えられる者で、昭和59年9月1日以前に被保険者記録のある者は確認できず、また、申立人から提出のあった上記労働組合規約の写しでは、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除が確認できず、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな資料及び事情は認められない。

このため、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 22317 (事案 5017 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
申立期間については、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、平成21年11月5日付けで通知が届き、申立ては認められなかった。今回、新たな資料として、引っ越し作業の折に見つかった当時の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できるものの、i) A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和60年12月1日であること、ii) 同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書から、同社が社会保険事務所(当時)に届け出た申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年12月1日であることが確認できる旨回答していること、iii) A社に同年7月に入社した従業員1名は、「入社時に、会社から厚生年金保険に加入するまで時間がかかるので国民年金に加入するよう指導を受けた。」と供述していること、iv) A社の社会保険事務を受託している社会保険労務士は、「同社が厚生年金保険の適用事業所になる前には、従業員の給与から保険料を控除していなかった。」と供述していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として昭和60年分給与所得源泉徴収票を提出するので、再度調査して申立期間に厚生年金保険に加入していたことを認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、当該給与所得源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、申立人が申立期間の前に勤務したB社(商号が同一の別法人)に係る昭和60年2月から同

年6月までの厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額に、申立期間に勤務したA社における雇用保険料の金額（同年7月から同年12月まで）を加えた額とほぼ一致していることが確認できることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないものと認められ、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな資料及び事情は認められない。

このため、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から8年8月1日まで  
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が急に下がっている。前後の標準報酬月額と比較しても不自然と思われるので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年11月から8年3月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。また、当該遡及訂正処理の結果として、同年4月から同年7月までの期間についても、この訂正後の標準報酬月額のままとなっていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社は平成12年3月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同社を管轄する年金事務所から提出された同社に係る不納欠損整理簿及び債権記録リストによると、平成9年から12年までの間の未納保険料について、14年2月に不納欠損処理が行われていることが確認できる。

これらの状況について申立人に説明したところ、申立人は、申立期間（平成7年及び8年頃）に発生した滞納保険料の清算のため、社会保険事務所（当時）と相談して自らの標準報酬月額の減額訂正届に押印したことを思い出した旨供述している。なお、申立人がA社で社会保険に係る届出業務を委託していたとする社会保険労務士は、申立人の主張について、当時の資料を保管していないため不明としているが、社会保険事務所へ提出する書類には事業主自身が確認して押印していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、A社の代表取締役として自身の標準報酬月額の減額処

理に関与した申立人が、当該減額訂正を有効なものではないと主張することは信義則上認められず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 4 月 16 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 50 年 8 月に語学留学から帰国し、同社には同年 9 月からデザイナーとして勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び従業員の供述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社から提出のあった人事記録において、申立人の入社日が昭和 51 年 4 月 16 日と記載されていることが確認できる。

また、A社は、申立期間の厚生年金保険料の控除について不明である旨回答しているところ、申立人と同じ職種で、自身の入社日以降に厚生年金保険に加入していなかった期間のある複数の従業員は、当該期間は国民年金に加入しており、給与から厚生年金保険料の控除は無かった旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の資格取得届の受付日は昭和 51 年 4 月 30 日と確認できる上、申立人の記録が遡って訂正された等の不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人を含む 13 人の従業員のA社における雇用保険の加入記録を確認したところ、申立人を含む 12 人の雇用保険と厚生年金保険の資格取得日は一致しており、同社は雇用保険と厚生年金保険を一体で届出していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月1日から同年8月16日まで  
② 平成14年10月1日から16年1月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「当該期間については、資料の保管期限が過ぎており、申立人の報酬月額及び保険料控除額については不明である。」旨回答している。

また、申立人は当該期間における給料明細書を保管しておらず、当該期間においてA社の厚生年金保険被保険者資格を有する従業員22人のうち、連絡先の判明した17人に照会したところ、9人から回答があり、そのうちの一人が提出した平成7年5月分から同年7月分までの給料明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、上記回答のあった9人は、3人の経理担当者の氏名を挙げているものの、そのうち一人は既に死亡し、一人は申立期間後にA社において資格取得していることが確認でき、他の一人は連絡先が判明しないことから、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当該期間における事業主に照会したものの回答が得られず、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は当該期間における給与明細書を保管しておらず、当該期間においてB

社において厚生年金保険被保険者記録を有する従業員9人に照会したところ、4人から回答があり、そのうち一人は、「一部の給与明細書を保管しているが、オンライン記録の標準報酬月額と給与支給額は相違していない。」旨回答している。

さらに、B社に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月1日から50年6月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、昭和49年11月1日から50年6月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に妻と一緒に入社し、妻の厚生年金保険の加入記録は昭和49年11月1日からとなっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、「厚生年金保険の加入条件は強制的に全員加入させるが、加入時期については入社して1か月くらい経過後。申立人については、委託販売員として勤務していたが、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の申立てどおりの資格取得届を行ったか、申立期間の保険料を控除していたか、申立期間に係る保険料を納付していたかについては、いずれも不明である。」旨回答している。

また、B社から提出のあった、「昭和49年11月1日現在職員録」には、申立人の妻は委託販売員として記載されているが、申立人の氏名の記載は無く、「昭和50年8月1日現在職員録」には申立人及び申立人の妻の氏名が委託販売員として記載があることから、申立人は昭和49年11月1日の時点において委託販売員となっていないことが確認できる。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間及び前後の期間に同社で被保険者となっている従業員69人のうち、連絡先の判明した21人に対して申立人の申立期間における勤務状況等について照会したところ、6人から回答があり、うち一人の従業員は、「申立人と一緒に働いたことは間違いないが、入社時期は記憶していない。」旨供述しており、申立期間の勤務状況及び保険料の控除については確認できない。

また、上記のうち、申立人が同僚として名前を記憶している従業員を含む5人は、「申立人のことは覚えていない。」旨供述している。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社における資格取得日は昭和 50 年 6 月 1 日と記録されており、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

加えて、厚生年金保険手帳記号番号払出簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 50 年 6 月 1 日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 1 日から 61 年 2 月 1 日まで

A社において、海外で期間契約で採用され、通訳及び翻訳の業務で勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与月額に見合う標準報酬月額よりも低い。給与が振り込まれた銀行口座の預金通帳の写しを提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人名義の普通預金通帳によると、申立期間の給与支給日(24日又は25日)に、「A社名」又は「給料」の名目で、約53万円から約55万円の金額が振り込まれており、給与の振込額とオンライン記録の標準報酬月額34万円とは乖離していることが確認できる。

しかしながら、A社から提出のあった申立人に係る「社会保険被保険者台帳」の「標準報酬月額算定欄」には、「59年8月、平均報酬330,000円、健保等級34、月額340千円、厚保月額340千円」、「60年10月、平均報酬330,000円、健保等級26、月額340千円、厚保月額340千円」と記載され、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

そこで、A社に対し、給与振込手取額と標準報酬月額が乖離している理由について照会したが、「不明。」と回答している。

また、申立人の友人は、「A社とは別の会社に勤務しており、A社から頼まれて、申立人を通訳及び翻訳の期間契約社員として同社に紹介しただけで、雇用契約条件及び厚生年金保険の加入条件については知らない。」旨供述していることから、厚生年金保険料控除額について確認できない。

さらに、申立人は、「A社に自分と同じように期間契約で雇用され、通訳及び翻訳をやっていた同僚は4人から5人いたように思う。このうち、一人の同僚の姓だけは記憶

している。」と供述しているところ、上記友人は、当該同僚の姓名とも記憶しているものの、「その者の漢字名や生年月日は分からない。」と供述していることから、当該同僚を特定できず、申立人の厚生年金保険料控除額について確認できる供述は得られない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿の記載内容には、標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。